

News Release

2019年7月25日
NITE（ナイト）
独立行政法人製品評価技術基盤機構
四 国 支 所

家の外で起きる事故から子どもを守る ～四国地方における事故を中心に～

本資料は、NITE（ナイト）が経済産業記者会、経済産業省ペンクラブ及び消費者庁記者クラブに対して行う、屋外及び子どもが外出した先で発生した事故の防止についての注意喚起にあわせて、四国地方4県での事故事例を補足的に紹介するものです。

1. 四国地方での事故

（1）年度別事故発生件数と被害状況

2009年度から2018年度の10年間にNITE（ナイト）に通知のあった製品事故情報^{（※1）}のうち、四国地方4県（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）で発生した、屋外や外出先で発生した製品事故のうち、0歳から14歳までの子どもが死亡やけがなど被害者となった製品事故は、合計5件^{（※2）}ありました。ただし、全件で火災を伴っていませんでした。

事故の被害状況では、5件の事故のうち「死亡」に至った事故は0件ですが、「重傷」に至った事故は3件で、「軽傷」は2件です。

種々の事故件数等詳細については、年度別事故発生件数を表1、被害状況別事故発生件数を表2、原因区分別事故発生件数を表3に示します。

※1 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故（ヒヤリハット情報（被害なし）を含む）。

※2 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

表1. 年度別事故発生件数

		愛媛県	香川県	高知県	徳島県	合計
発 生 年 度	2009年度					
	2010年度	1				1
	2011年度	1				1
	2012年度					
	2013年度					
	2014年度					
	2015年度				1	1
	2016年度			1	1	2
	2017年度					
	2018年度					
合計		2		1	2	5

表 2. 被害状況別^(※3)事故発生件数

		愛媛県	香川県	高知県	徳島県	合計
被害状況	死亡					
	(うち、被害者数)					
	重傷	1		1	1	3
	(うち、被害者数)	(1)		(1)	(1)	(3)
	軽傷	1			1	2
	(うち、被害者数)	(1)			(1)	(2)
	拡大被害 ^(※4)					
	製品破損					
被害無し						
合計		2		1	2	5
合計 (うち、被害者数)		(2)		(1)	(2)	(5)

※3 物的被害（製品破損、拡大被害）があった場合でも人的被害（重傷、軽傷）のあったものは、人的被害の区分で集計しています。

※4 製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としています。

表3. 原因区分別事故発生件数

		愛媛県	香川県	高知県	徳島県	合計
製品に起因する事故	A: 設計、製造又は表示等に問題があったもの					
	B: 製品および使い方に問題があったもの					
	C: 経年劣化によるもの					
	G3: 製品起因であるが、その原因が不明のもの					
	小計					
製品に起因しない事故	D: 施工、修理又は輸送などに問題があったもの					
	E: 誤使用や不注意によるもの				1	1
	F: その他製品に起因しないもの				1	1
	小計				2	2
G: 原因不明なもの (G3 を除く)		2		1		3
H: 調査中						
合計		2		1	2	5

(2) 四国地方において発生した事故の事例

① 2010年12月、愛媛県、2歳・男子、重傷

品名： 自転車用幼児座席

【事故の内容】

幼児を当該製品に乗せて自転車で走行中、左側足乗せ部分が折損し、幼児の足が車輪に巻き込まれ、負傷した。

【事故の原因】

調査の結果、脱落していた左側足乗せが回収されておらず、詳細な観察ができな
いことから、事故の原因の特定には至らなかった。

② 2011年6月、愛媛県、3歳・女子、軽傷

品名： 靴（サンダル、子ども用）

【事故の内容】

幼児がサンダルを履いたところ、足裏が赤くなり、腫れて赤い斑点が出た。

【事故の原因】

事故品の中敷き（ポリウレタン樹脂製合成皮革）に含まれる何らかの成分により
アレルギー性接触皮膚炎を発症した可能性が考えられるが、被害者へのパッチテス
トが実施できず、原因の特定はできなかった。

③ 2015年4月、徳島県、1歳・女子、重傷

品名： ベビーカー

【事故の内容】

当該製品を開く際に、当該製品で幼児が指を挟み重傷を負った。

【事故の原因】

当該製品の折り畳み機構に異常は認められなかったことから、幼児が折りたたみ
機構部に手を掛けていることに気が付かず当該製品を開いたため、幼児の指が後輪
フレームとその受け部の間に挟まり、挟まった指を無理に引き抜いたために負傷し
たものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。

なお、本体及び取扱説明書には、「開閉操作は、子どもの手指などを挟まないよ
う、子どもが接触した状態では行わない。」旨、表記されている。

2. 事故の再現実験映像について

映像（動画・写真）をご希望の場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

なお、映像をご使用の際、クレジットは「製品評価技術基盤機構+nite ロゴ」としてください。

（本件に関する問い合わせ先）

〒760-0023 香川県高松市寿町1-3-2 高松第一生命ビル5F

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

四国支所 担当者：佐藤（さとう）、藤本（ふじもと）

電話：087-851-3961